

■補助金額

補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、下記の表に掲げる額を上限とする。

ただし、「①移住加算」に該当する場合、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額とする。

基本限度額	30万円	
加算額	① 移住加算	20万円
	② 空き店舗等活用加算	20万円
	③ 地域指定加算	20万円
	④ 業種加算	10万円

① 移住加算

市外から転入後1年未満の者または申請日後1年以内に転入する者

② 空き店舗等活用加算

市内において、市内に存在する現に使用されていない居住用又は事業用の建物及びその敷地を活用する者

③ 地域指定加算

指定区域（筑後中央広域都市計画区域における商業地域若しくは近隣商業地域又は大牟田都市計画区域における近隣商業地域）において起業する者

④ 業種加算

日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項に基づき定められる統計基準である日本標準産業分類をいう。以下同じ。）に規定する小売業、飲食業、生活関連サービス業に属する業種で起業する者

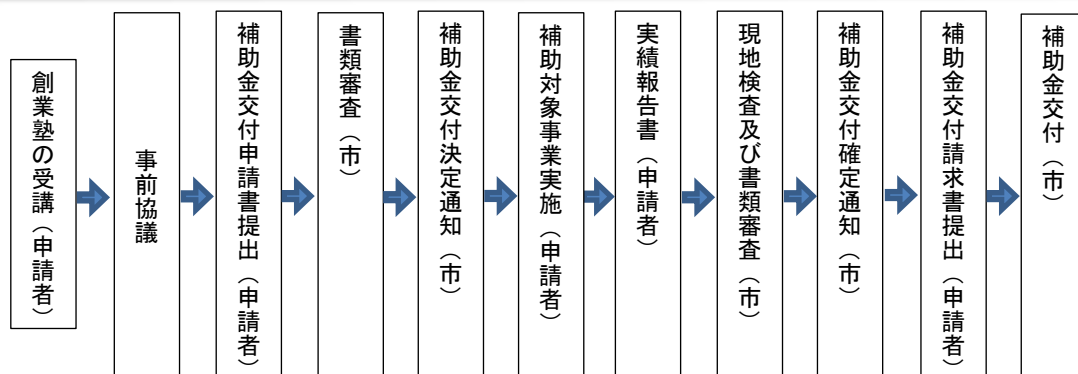
■申請方法

【申請書及び提出書類】

より具体的な協議とするため、当市との事前協議までに、可能な限り次の書類を準備・提出してください。（※必要に応じて、下記以外の書類を提出していただく場合があります。）

- ・移住定住起業支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・新規創業事業計画書（様式第2号）
- ・住民票の写し
- ・産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた創業塾の修了証の写し
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・誓約書（様式第4号）
- ・事業所等の賃貸借契約書の写し（補助対象経費に賃料等を含む場合）
- ・市税等の滞納がないことの証明書（1か月以内に発行されたもの）

■補助金交付までの手続きの流れ



※創業塾については、補助金交付申請書提出後1年以内に受講することも可能

<申請・問合せ先>

みやま市瀬高町小川5（みやま市役所別館2階）

環境経済部商工観光課商工観光係

TEL 0944-64-1523

FAX 0944-64-1546